

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
宮 城 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○ 県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
○ 自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

○ 形質変更時要届出区域の指定
○ 救急医療機関の認定

○ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○ 県営土地改良事業の換地処分
○ 建設業許可の取消し

○ 道路の区域変更 (三件)
○ 道路の供用開始

○ 都市計画変更の図書の写しの縦覧 (四件)
○ 都市計画事業の事業計画変更の認可 (四件)

○ 土地区画整理組合の事業計画変更の認可

公 告

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧
○ 特定開発行為に関する対策工事の完了

○ 教育委員会臨時会の開催

ページ

一 (自然保護課) 一
一 (環境対策課) 一
三 (医療整備課) 三
三 (長寿社会政策課) 三
三 (障害福祉課) 三
三 (農村整備課) 三
四 (事業管理課) 四
四 (道路課) 四
四 (同) 四
五 (都市計画課) 五
五 (同) 五
七 (同) 七
七 (農村振興課) 七
七 (防災砂防課) 七
八

規 則

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年宮城県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十七号の十二中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「平成十四年法律第八十八号」の下に「。以下「鳥獣保護管理法」という。」を加え、「行う」を「実施する」に改め、同条第二十七号の八中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣保護管理法」に改め、同条第二十七号の九中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣保護管理法」に、「行う」を「実施する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

自然環境保全条例施行規則(昭和五十年宮城県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。
第十二条第九号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

告 示

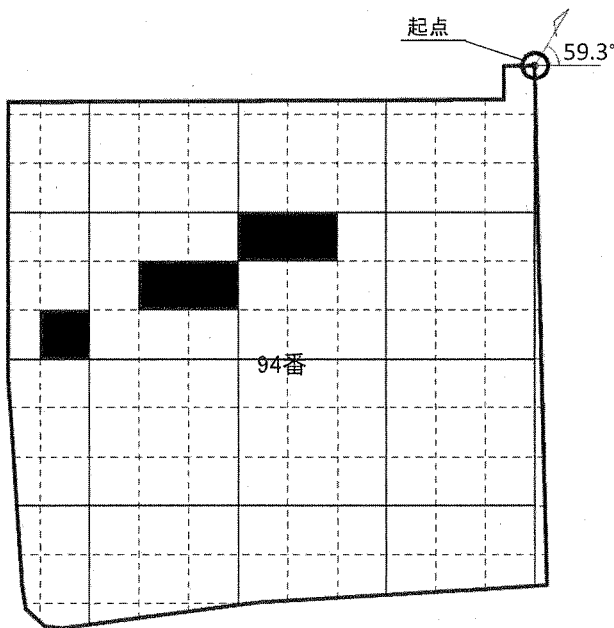
○宮城県告示第二百六十三号



土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更所要届出区域
登米市中田町上沼字要舎九十四番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例	
	形質変更所要届出区域
	敷地境界

<起 点>
起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度> 59.3°
格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

0m 10m 20m 30m

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

○宮城県告示第百六十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
大崎市民病院鳴子温泉分院	大崎市鳴子温泉宇末沢一	平成二十七年三月十五日	平成三十年三月十四日
宮城県立循環器・呼吸器病センター	栗原市瀬峰根岸五五十二	平成二十七年三月十五日	平成三十年三月十四日

○宮城県告示第百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業者の名称	介護保険事業所番号	サービスの種類	事業所の名称及び所在地
あさひな農業協同組合	○四七二七〇〇六一	居宅介護支援	J・Aあさひなケアサービスセンター 黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二

二 指定の効力の停止の内容
新規利用者の受入れ停止

三 停止の期間

平成二十七年四月一日から同年六月三十日まで

○宮城県告示第百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二〇五〇〇四八〇	アットホームオレン 気仙沼市大林十八番	共同生活援助	特定非営利活動法人ネット ワークオレン	平成二十七年三月一日

○宮城県告示第百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称
桜場地地区

二 処分の年月日

平成二十七年三月四日

○宮城県告示第百六十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十七年三月十日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名

主たる営業所の所在地

建設業許可番号
(宮城県知事許可)